

・ 免除事由の証明者

免除事由区分		証明の方法
校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭 (免許法施行規則第61条の4①) (改正省令附則第10条I①)	公立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は任命権者 (教育委員会)
	国立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
	私立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者 (免許法施行規則第61条の4②) (改正省令附則第10条I②)		所属長の証明 ※所属長本人場合は任命権者
免許状更新講習の講師 (免許法施行規則第61条の4③) (改正省令附則第10条I④)		所属長の証明 ※所属長本人場合は任命権者
地方公共団体の職員等で上記の者に準じるものとして免許管理者が定める者 (免許法施行規則第61条の4④) (改正省令附則第10条I④)		所属長の証明 ※所属長本人場合は任命権者
優秀教員表彰者 (免許法施行規則第61条の4⑤) (改正省令附則第10条I⑤)		所属長の証明 ※所属長本人場合は任命権者
その他文部科学大臣が定める者 (免許法施行規則第61条の4⑥) (改正省令附則第10条I⑥) ※予備講習受講者修了者も含む		所属長の証明 ※所属長本人場合は任命権者

※ 優秀教員表彰による免除の対象となる表彰は、次のとおりとする。

「文部科学大臣による表彰」は、学校における学習指導、生徒指導等に関するものに限る。

また、福島県教育委員会表彰規程（昭和40年福島県教育委員会訓令第8号）第2条第9号に規定する個人の表彰とする。

以下余白